

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税8)(法人税:義、所得税:外)																																																															
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成 27 年度以降も2年間延長する。																																																															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																															
4	評価実施時期	平成 26 年8月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 54 年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら2年毎に延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 54 年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和 56 年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和 58 年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和 60 年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和 62 年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 11 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 13 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 15 年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 17 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 21 年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 23 年 ※2</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 25 年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のものに限定。 ※2 平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。 * 3 平成 25 年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和 54 年(創設)	25%	800 千円	昭和 56 年	20%	1,100 千円	昭和 58 年	18%	1,400 千円	昭和 60 年	16%	同上 千円	昭和 62 年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成 11 年	同上	同上 千円	平成 13 年	同上	同上 千円	平成 15 年	同上	5,000 千円	平成 17 年	同上	同上 千円	平成 19 年	同上	同上 千円	平成 21 年 ※1	同上	同上 千円	平成 23 年 ※2	12%	同上 千円	平成 25 年 ※3	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																															
昭和 54 年(創設)	25%	800 千円																																																															
昭和 56 年	20%	1,100 千円																																																															
昭和 58 年	18%	1,400 千円																																																															
昭和 60 年	16%	同上 千円																																																															
昭和 62 年	同上	1,600 千円																																																															
平成元年	15%	同上 千円																																																															
平成3年	同上	1,800 千円																																																															
平成4年	同上	2,000 千円																																																															
平成5年	同上	2,200 千円																																																															
平成6年	14%	同上 千円																																																															
平成7年	12%	2,400 千円																																																															
平成9年	14%	4,000 千円																																																															
平成 11 年	同上	同上 千円																																																															
平成 13 年	同上	同上 千円																																																															
平成 15 年	同上	5,000 千円																																																															
平成 17 年	同上	同上 千円																																																															
平成 19 年	同上	同上 千円																																																															
平成 21 年 ※1	同上	同上 千円																																																															
平成 23 年 ※2	12%	同上 千円																																																															
平成 25 年 ※3	同上	同上 千円																																																															
6	適用又は延長期間	平成 27 年4月1日から平成 29 年3月 31 日まで																																																															
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、本特例措置を適用することにより、医学医術の進歩に応じた、高度又は先進的な機器の</p>																																																															

			<p>新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>																				
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。</p>																				
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数及び特別償却額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">(法人税)</th> <th colspan="2">(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>964件</td> <td>3817百万円</td> <td>380件</td> <td>1507百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1015件</td> <td>3604百万円</td> <td>419件</td> <td>1486百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>990件</td> <td>3711百万円</td> <td>387件</td> <td>1496百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計(別紙参照)</p>		(法人税)		(所得税)		平成23年度	964件	3817百万円	380件	1507百万円	平成24年度	1015件	3604百万円	419件	1486百万円	平成25年度	990件	3711百万円	387件	1496百万円
	(法人税)		(所得税)																				
平成23年度	964件	3817百万円	380件	1507百万円																			
平成24年度	1015件	3604百万円	419件	1486百万円																			
平成25年度	990件	3711百万円	387件	1496百万円																			
		② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(法人税)</th> <th>(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>974百万円</td> <td>380百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>919百万円</td> <td>369百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>946百万円</td> <td>374百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計(別紙参照)</p>		(法人税)	(所得税)	平成23年度	974百万円	380百万円	平成24年度	919百万円	369百万円	平成25年度	946百万円	374百万円								
	(法人税)	(所得税)																					
平成23年度	974百万円	380百万円																					
平成24年度	919百万円	369百万円																					
平成25年度	946百万円	374百万円																					
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器を新規取得、買い換えが促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>																				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>租税特別措置の実績の把握が困難であるため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載</p> <p>平成22年度 475,648百万円</p> <p>平成23年度 391,997百万円</p> <p>平成24年度 473,556百万円</p> <p>*「薬事高生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>医学医術の進歩に応じて医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえると、医療機関における高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが遅れ、良質かつ適切な医療の提供に支障が出る。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。</p> <p>また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

【別紙】

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【平成23年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	17,917	5,712	102,341,904	89.8%	91,903,030	71.7%	3,817,131	25.5%	973,368
	診療所	1,984	36,859	73,128,256	38.5%	28,154,379				
	歯科	1,688	11,074	18,692,912	41.1%	7,682,787				
個人	病院	7,242	373	2,701,266	89.8%	2,425,737	28.3%	1,506,622	16.4%	247,086
	診療所	1,285	46,227	59,401,695	38.5%	22,869,653			8.8%	132,583
	歯科	1,077	56,481	60,830,037	41.1%	25,001,145				
合計		31,193	156,726	317,096,070		178,036,731	100.0%	医療法人との割合から算出	別表1から引用	1,353,037

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	964	71.7%	
所得税		28.3%	380

【別表1】平成23年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	17,900	1000～ 2000万円	16.4%
診療所	13,095		
歯科	6,125	500～ 1000万円	8.8%

【平成24年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	15,917	5,709	90,870,153	89.8%	81,601,397	70.8%	3,603,918	25.5%	918,999
	診療所	1,975	37,706	74,469,350	38.5%	28,670,700				
	歯科	1,751	11,481	20,103,231	41.1%	8,262,428				
個人	病院	7,704	348	2,680,992	89.8%	2,407,531	29.2%	1,486,362	16.2%	240,791
	診療所	1,268	45,645	57,877,860	38.5%	22,282,976			8.6%	127,827
	歯科	1,048	56,378	59,084,144	41.1%	24,283,583				
合計		29,663	157,267	305,085,730		167,508,615	100.0%	医療法人との割合から算出	別表2から引用	1,287,617

【適用件数の推計】

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	1,015	70.8%	
所得税		29.2%	419

【別表2】平成24年所得

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	18,325	1000～ 2000万円	16.2%
診療所	13,445		
歯科	6,249	500～ 1000万円	8.6%

【平成25年度及び平年度の減収見込額】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	16,917	5,722	96,799,074	89.8%	86,925,568	71.9%	3,710,525	25.5%	946,184
	診療所	1,980	38,544	76,317,120	38.5%	29,382,091				
	歯科	1,720	11,914	20,492,080	41.1%	8,422,245				
個人	病院	7,473	320	2,391,360	89.8%	2,147,441	28.1%	1,496,492	16.3%	243,928
	診療所	1,277	45,006	57,472,662	38.5%	22,126,975			8.7%	130,195
	歯科	1,063	56,170	59,708,710	41.1%	24,540,280				
合計		30,430	157,676	313,181,006		173,544,600	100.0%	医療法人との割合から算出	別表3から引用	1,320,307

*施設数は、平成25年10月1日現在のものを使用

*減価償却費、特別償却額は、平成23年度と平成24年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成23、24年度の平均値

	適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	990	71.9%	
所得税		28.1%	387

【別表3】平成23、24年所得の平均値

	課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	18,113	1000～ 2000万円	16.3%
診療所	13,270		
歯科	6,187	500～ 1000万円	8.7%

【出典】

- ・第19回医療経済実態調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）
- ・医療施設調査結果（施設数）
- ・医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）
- ・租税特別措置法の適用実態調査結果（特別償却額、適用件数）
- ・申告所得税標本調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）